

29都計第110号  
平成29年6月27日

公益財団法人名古屋まちづくり公社  
理事長 住田 博 様

愛知県知事 大村 秀章



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成29年6月27日 から 平成34年6月26日 まで